

研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供について

(公認会計士及び税理士のみ)

1 概要

当委員会が実施する登録時研修及びフォローアップ研修(以下「各種研修」という。)は、公認会計士にあっては(登録時研修及び実務向上研修に係る集合研修に限り)日本公認会計士協会が会員に対して義務づけている CPD(継続的専門能力開発)の集合研修の科目の一つとして、また、税理士にあっては日本税理士会連合会が後援する研修の一つとして、それぞれ認められているところです。

当委員会では、当委員会が実施する各種研修について、(受講者の同意に基づき)両会における研修単位又は受講時間(以下「研修単位等」という。)の認定に必要な情報を当委員会から両会に提供することで、受講者が両会に研修単位等の認定を申請することなしに、受講者の研修単位等として認定していただくことも可能です。

2 同意方法

各種研修の申込書(裏面)の同意欄に、必要事項を記入します。
(記載例は、以下のとおりです。)

私(申込人)は、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会が会員に義務づけている研修単位等の認定のため、政治資金適正化委員会が、私の必要な情報(氏名、士業の登録番号、受講研修名、研修の受講日)を日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会に提供することについて、	
☒ 同意します。(☒ 日本公認会計士協会 ☒ 日本税理士会連合会)	
(同意する場合、どちらの会に提供してよいか ☒ を入れてください。両方の場合、両方とも ☒ を入れてください。 ☒ を入れた場合は、以下の記入欄に公認会計士研修登録番号、税理士登録番号を記入すること。)	
士業団体への登録番号記入欄	
公認会計士研修登録番号	1 2 3 4 5
税理士登録番号	1 2 3 4 5 6
☐ 同意しません。 (同意しない場合、受講者ご自身から関係士業団体へ、直接、研修単位等の認定の申請をお願いします。)	

①同意する場合、同意しますに ☒ を入れ、提供可能な士業団体にも ☒ を入れてください。

②同意する場合、士業としての登録番号を記入してください。

3 注意事項

- (1) 同意は、当該申込書によってお申込みされた研修のみ有効です。次年度等の研修においても引続き同意される場合には、当該次年度等の研修の申込書においても同意しますに ☒ を入れてお申込みください。
- (2) 公認会計士にあっては、登録時研修及び実務向上研修に係る集合研修に限り、本制度が利用可能です。登録時研修及び実務向上研修に係るリモート研修及び個別研修を受講される場合は、引き続き、自己学習として受講者からの自己申告により日本公認会計士協会へ申請することが必要です。

[研修申込先・問い合わせ先]

総務省政治資金適正化委員会事務局
〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2

中央合同庁舎第2号館 9階

電 話 : 03-5253-5111 (代表)

03-5253-5598 (直通)

Email : tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp